

請願の採択をうけて、次の意見書を提出しました。

意見書

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるもの、今後は小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施が必要です。さらに、きめ細やかな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積し、多忙化が一層進んでいます。子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが、困難な状況となっています。

こうした中で、一人一人の子どもに対してきめ細やかで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国庫負担に裏付けされた少人数学級の推進と、加配の増員や少数職種の配置増も含む計画的な教職員定数の改善が求められています。

義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の「三位一体改革」の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫しています。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

また、部活動の地域移行にむけて継続的な予算・財源の確保は欠かせません。さらに、GIGAスクール構想の推進・ICT機器の活用など教育環境整備に加え、物価高騰によって教育予算について大きく影響を受けていることからも、国からの財政支援、十分な予算確保が重要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、2024年度の予算編成にあたり、次の事項について、措置を講じられるよう強く要請します。

1. 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年9月27日

大竹市議会

(提出先)

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長